

令和4年度
第2回 運動部活動と地域等の連携の在り方に関する検討委員会

令和5年2月20日(月)
10時00分～12時00分
場所：県スポーツ会館 大会議室

次 第

開 会

1 あいさつ

2 報告

- (1) 実践研究について <資料1>

3 協議

- (1) 事務局説明及び意見交換
①山形県部活動改革についてのガイドライン <資料2>
②令和5年度部活動体制整備事業について <資料3・4>
- (2) その他

4 その他

閉 会

「運動部活動と地域等の連携の在り方に関する検討会議」 構成員

検討委員会 16 人

No	氏名	所属役職名	備考
1	吉田直史	県教育庁教育次長	
2	金沢智也	県市町村教育委員会協議会会長	山形市教育委員会教育長
3	田中克	県中学校長会	山形市立第一中学校長
4	須貝英彦	県高等学校長会	山形東高等学校長
5	池田めぐみ	日本スポーツ協会理事	
6	船橋吾一	県PTA連合会会長	
7	佐藤雄一	県中学校体育連盟会長	山形市立第六中学校長
8	佐藤裕恒	県高等学校体育連盟会長	山形中央高等学校長
9	高橋良治	県高等学校体育野球連盟会長	山形工業高等学校長 代理：菅谷明浩理事長
10	奥山雅信	(公財) 県スポーツ協会常務理事(兼) 事務局長	
11	阿部諭	(公財) 県スポーツ協会クラブアドバイザー	
12	今野芳	県総合型地域スポーツクラブ協議会代表	代理：今井徹副代表
13	遠藤啓一	県スポーツ少年団本部長	
14	須崎智志	教育庁教職員課長	代理：高橋郁子課長補佐
15	石原敏行	教育庁義務教育課課長	
16	安部康典	教育庁高校教育課課長	

オブザーバー

1	矢作誠	教育庁生涯教育・学習振興課課長補佐	
2	樋口良文	観光文化スポーツ部文化スポーツ振興課課長補佐	

山形県における運動部活動と地域等の連携の在り方 に関する検討委員会 設置要綱

(設置)

第1条 山形県における運動部活動と地域等の連携の在り方に関して、有識者による検討を行うため、山形県における運動部活動と地域等の連携の在り方に関する検討委員会（以下「委員会」）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、山形県の運動部活動改革が「生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築」と「教員の働き方改革」を両立させたものとなることを目指すために、運動部活動と地域等との連携の在り方について、スポーツ庁が示した「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を踏まえ、専門的な見地から検討を行うものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、有識者のうちから山形県教育長が委嘱又は任命する。

2 必要があればオブザーバーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年度とする。

2 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の予定された任期が満了すべき時までとする。

3 委員は再任をさまたげない。

(座長)

第5条 委員会に座長を置き、山形県教育委員会教育次長とする。

2 座長は、会務を処理する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、座長が招集する。

(事務)

第7条 委員会の事務は、山形県教育委員会において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月21日から施行する。

【休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究】

拠点校	部	部活動名	関係団体	主な取り組み事項	成果	課題
山形市立 第六中学校	5	男子バレーボール部 女子バレーボール部 男子バドミントン部 女子バドミントン部 女子ソフトテニス部	山形市教育委員会 ※単一クラブやスポーツ少年団等を母体に新規クラブの立上げ準備中	・校内における部活動改革に関わる検討委員会の設置 ・学校運営協議会での熱議 ・休日の部活動をクラブへ移行して活動	・生徒の満足度 ・部活動改革に対する教職員の意識の醸成	・地域クラブへの参加の在り方（顧問・生徒・保護者の理解度） ・クラブ運営を維持するための財源確保（クラブ会費の検討）
		都市部	剣道部 ソフトテニス部 男子バレー部 男女バスケ部 卓球部 サッカー部 野球部	鶴岡市教育委員会 ふじしまスポーツクラブ ※既存の総合型クラブに新たな教室を設けて活動	・休日の運動部活動の地域移行による教員の働き方改革 ・生徒が専門家による指導を継続的に受けることで生徒にとつて望ましいスポーツ環境を構築する。	・生徒の満足度 ・行政・学校・クラブの関係が大変良好。常に連携を取りながら活動できている。 ・教員の負担軽減
鯉川村立 鯉川中学校	3	野球部 女子バレーボール部 バドミントン部	鯉川村教育委員会 さけがわ友遊クラブ	・学校とクラブ及び鯉川村教育委員会の連携について ・スクールバスの対応について	・生徒の満足度 ・行政・学校・クラブの関係が大変良好。常に連携を取りながら活動できている。	・クラブ運営を維持するための財源確保（クラブ会費の検討）
		町村部	陸上部 野球部 女子バレー部	小国町教育委員会 おぐにスポーツクラブ Yui	・学校、クラブ、行政が連携し、休日に教職員が関わることなく、スポーツ活動に取り組むことができ体制構築に向けた実践	・生徒の満足度 ・教員の負担軽減 ・行政・学校・クラブの関係が大変良好。常に連携を取りながら活動できている。

【合同部活動の推進に関する実践研究】

実践校	部活動名	関係団体	主な取り組み事項	成果	課題
都市部 天童市立第一中学校 天童市立第二中学校 天童市立第三中学校 天童市立第四中学校	野球部	天童市教育委員会 天童市野球連盟	<ul style="list-style-type: none"> 部活動改革に関する検討委員会 クラブ化に向けての検討 ICTの活用 合同部活動の他部活動への横展開の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の満足度 顧問の負担軽減 多様目による合同部活動の検討 ICTの活用により、遠隔でも効果的な指導 	<ul style="list-style-type: none"> クラブへ移行するための財源確保 大会参加の在り方(学校単位・クラブ単位)

山形県部活動改革についてのガイドライン
(各項目の提案)

令和5年3月
山形県教育委員会

I 山形県における部活動改革に係る基本的な考え方について

1 部活動の位置づけ

学習指導要領において、部活動は教育課程外の学校教育活動として位置付けられ、生徒の自主的、自発的な参加による活動であるとされていることから、任意加入が前提の活動である。

2 部活動改革の目的

生徒にとって望ましい スポーツ・文化芸術環境の構築

- ・自分の希望するスポーツ・文化芸術活動を地域の中で選択できる環境
- ・自分の目標や技能等に応じて充実した活動(場所・人数・頻度等)ができる環境
- ・専門的な指導者から指導を受けることができる環境
- ・様々な活動を体験することができる環境
- ・休日は休養日として選択することができる環境 等々

教員の働き方改革の推進

- ・教員が休日に部活動指導に携わらない環境

※休日のスポーツ・文化芸術活動の指導を希望する教員は兼職兼業届により指導できる

両立

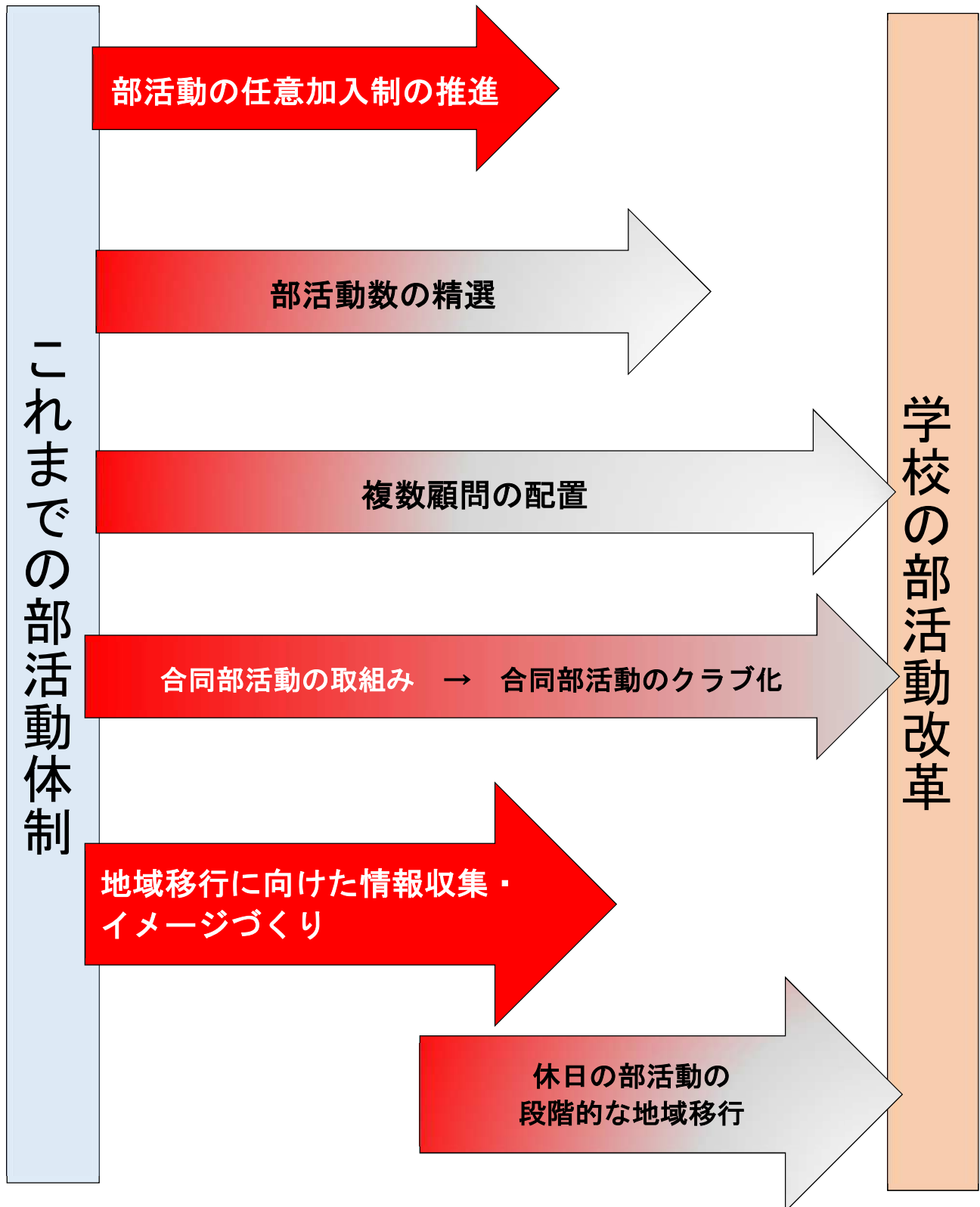
3 休日の部活動の考え方

部活動は、平日のみとし休日は原則行わない。(中体連主催大会等へ学校単位での参加を除く)

4 休日のスポーツ・文化芸術活動に対する考え方

- (1) 休日の活動は、活動を希望する生徒の自主的な活動とする。
- (2) **休日の活動を希望する生徒は、地域のクラブ等に所属するなどして活動する。**
- (3) 市町村は、部活動改革を検討する組織において、休日に活動することを希望する生徒のために、当該市町村の中学校に設置されている部活動の種目を中心に、休日も活動できる環境整備について、地域の特性を踏まえながら弾力的に検討していく。

部活動改革に向けた学校の体制整備



Ⅲ 地域クラブ等活動への移行に向けた環境整備について

部活動の地域移行の受け皿となるクラブ決定までの体制整備

山形県における部活動改革に係る基本的な考え方

部活動改革を検討する市町村組織

市町村における部活動改革に係る基本的な考え方

検討組織の役割<市町村における地域移行の具現化>

- 市町村の考え方の確認・決定
- 移行する部活動と受け入れるクラブの確認
- 地域移行にかかる諸課題への対応策の検討
・指導者 ・活動場所 ・広域的な連携等

市町村

- 1 部活動改革の方向性の周知
- 2 コーディネーターの配置
- 3 域内中学校・地域クラブ等の状況の把握
- 4 移行に関する支援（補助・減免・移動手段等）

連携

連携

各中学校

- 1 学校における体制整備（部活動任意加入制の推進等）
- 2 各部・クラブの状況把握
- 3 地域移行へのイメージ作り

運営協力団体

- 1 総合型地域スポーツクラブ
- 2 スポーツ少年団
- 3 民間スポーツクラブ
- 4 市町村スポーツ協会
- 5 プロスポーツ団体
- 6 市町村競技団体
- 7 大学・短大等
- 8 市町村文化・芸術団体
- 9 民間文化・芸術団体

市町村総括
コーディネーター

連携

県が必要に応じて市町村を跨ぐ広域的な協議の場の設定

受け皿となるクラブ等の決定

市町村が主体または設立／運営協力団体が主体／新たな団体の設立 等

地域クラブ等活動について

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
(法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術)

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① <u>多様な組織・団体</u> (総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等) ② <u>地方公共団体</u> (複数地方公共団体の連携を含む)
指導者	<u>地域の指導者</u> (一部教師の兼職兼業)
参加者	地域の生徒 (※他の世代と一緒に参画する場合を含む)
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費＋用具、交通費等の実費
補償	各種保険等

地域クラブ等活動にあたっての主な留意事項

- ◆ クラブの方針等は、所在する市町村の部活動方針を遵守 (市町村が指導・助言) することを前提に、参加者の多様な目的に 応えられるように策定する
- ◆ 指導者は各種研修会の受講者や JSPO 等の資格保有者が望ましい
- ◆ 万一の事故の際は クラブが責任を負う
- ◆ 社会教育活動のため 保険に加入し規約等を整備

V 大会等の在り方について

1 生徒の大会等の参加機会の確保

中学生を対象とする大会に、地域クラブ活動等が参加できるよう改善することを盛り込む。

2 部活動改革を踏まえた大会等への参加について

校長や地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や指導者の負担が過度とならないよう参加する大会等を精査することを盛り込む。

<参考>山形県中学校体育連盟主催大会における生徒の参加について

令和5年度 第63回山形県中学校総合体育大会における参加資格要件緩和の方向性について(抜粋 令和5年1月31日山形県中学校体育連盟発出)

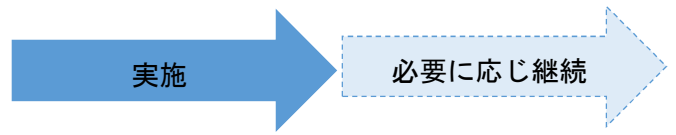
1 令和5年度の県中総体における地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)の参加について

- 参加特例として、「地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)に所属する中学生」の参加を認める。
- 参加を認める範囲は原則として全競技であるが、県中体連において各競技の細則を設定する。














2 地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)から県中総体に出場する場合について

- 生徒が所属する地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)が中体連主催大会への参加意欲をもち、県中体連の登録要件を満たした上で申請・審査を経て登録する必要がある。(各競技団体と同内容での登録が必要)
- 地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)から出場を希望する生徒は、所属する団体・チームの大会参加意思・登録完了を確認し、承諾を得た上で、大会参加区分決定書を各学校へ提出する。

VI 部活動改革のスケジュール



県の取組み	令和5年	令和6年	令和7年
1 部活動改革に関する政府予算の情報収集・予算確保	→	→	→
2 県の部活動方針の改訂	地域移行の状況確認 →	改訂 →	
3 必要に応じ市町村を越えた広域的な連携について協議の場の設定		→	
4 中学総体・各種大会のあり方について県中体連・各競技団体との協議	→	→	
5 リーダーバンクやまがた（スポーツ指導者人材バンク）の登録促進	→		
6 部活動改革に関するガイドラインの作成・周知	R4 作成・R5 周知 →	→	
7 地域スポーツクラブガイド（仮称）の作成・周知	作成 →	周知 →	

市町村の取組み	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1 部活動改革を検討する組織の設置 具体的な検討			
2 市町村における基本的な考え方の確認			
3 生徒、保護者と部活動の現状や課題について共有			
4 各中学校や受け皿となり得るクラブ等の現状把握			
5 具体的な地域移行のイメージ、移行が困難な種目等の確認			
6 他市町村との広域的な連携の検討			
7 コーディネーターの配置、地域移行に向けた手順例や指導者及びクラブの役割等を確認			
8 コーディネーターが、受け皿となるクラブとの調整 新たな運営主体の設立等の確認			
9 部活動改革に関する政府予算の情報収集・予算確保			

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備

令和4年度第2次補正予算額 19億円



方向性・目指す姿

- 令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ・文化環境の一体的な整備に向け、**地方公共団体が行う地域スポーツ・文化クラブ活動への移行体制の構築に必要な経費を支援。**
- 地域の実情に応じスポーツ・文化活動の最適化を図り、**体験格差を解消。**
- 少子化の中でも、**将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。**学校の働き方改革を推進し、**学校教育の質も向上。**
- **自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。**
- **地域の持続可能で多様なスポーツ・文化環境を一体的に整備し、多様な体験機会を確保。**

事業内容

休日の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ・文化環境の一体的な整備に向け、令和5年度当初からの円滑な実施を図るため、地方公共団体が移行体制の構築に必要な経費に対して、早期に支援を行う。

地域移行体制の構築に対する支援

(補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1

- ・都道府県・市区町村において、関係者との連絡調整・指導助言等を行う**総括コーディネーターの研修会開催**に係る経費
- ・地域スポーツクラブ活動／文化クラブ活動の運営団体・実施主体と中学校の連絡調整・安全管理、指導者の派遣管理等を行う**コーディネーターの研修会開催**に係る経費
- ・都道府県・市区町村の方針策定・体制構築等に係る**協議会開催**に係る経費
- ・部活動の地域移行に係る**説明会開催**に係る経費
- ・実技指導等を行う**指導者研修会開催**に係る経費
- ・広域的な**人材バンクの設置**に係る経費 ※2
- ・経済的に困窮する世帯の**参加費用負担の支援**に係る**システム設置・改修**等の体制構築に係る経費

※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3

※2 都道府県のみ対象（補助割合：国1/3、都道府県2/3）

注：本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学校中等部等を含む。

インパクト（国民・社会への影響）

休日の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ・文化環境の一体的な整備に向けた取り組みを行うことで、子供たちのスポーツ・文化活動の最適化による体験格差の解消に寄与する。

事業 スキーム



部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備

令和5年度予算額 (案) 28億円
 (前年度予算額 18億円) スポーツ庁 スポーツ
 令和4年度第2次補正予算額 19億円

方向性・目指す姿

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- 地域の実情に応じた持続可能な多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。

「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

I. 部活動の地域移行等に向けた実証事業 11億円

関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進する。

(1) 部活動の地域移行に向けた実証事業 (取組例)

- **体制整備**
 - 関係団体・市区町村等との連絡調整
 - コーディネーターの配置、地域学校協働活動推進員等との連携の在り方
 - 運営団体・実施主体の体制整備や質の確保
- **指導者の質の保障・量の確保**
 - 人材の発掘・マッチング・配置
 - 研修、資格取得促進
 - 平日・休日の一貫指導
- **関係団体・分野との連携強化**
 - スポーツ・文化芸術団体、大学、企業等
 - スポーツ推進委員
 - まちづくり・地域公共交通
- **参加費用負担支援等**
 - 困難世帯の支援
 - 費用負担の在り方
- **内容的充実**
 - 複数種目、シーズン制
 - 体験型キャンプ
 - レクリエーション的活動
- **面的・広域的な取組**
 - 多くの部活動の移行
 - 市区町村等を超えた取組
- **学校施設の活用等**
 - 効果的な活用や管理方法

(2) 学校の合同部活動・ICT活用や吹奏楽部等の取組に関する実証事業

II. 中学校における部活動指導員の配置支援 14億円

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。(補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1

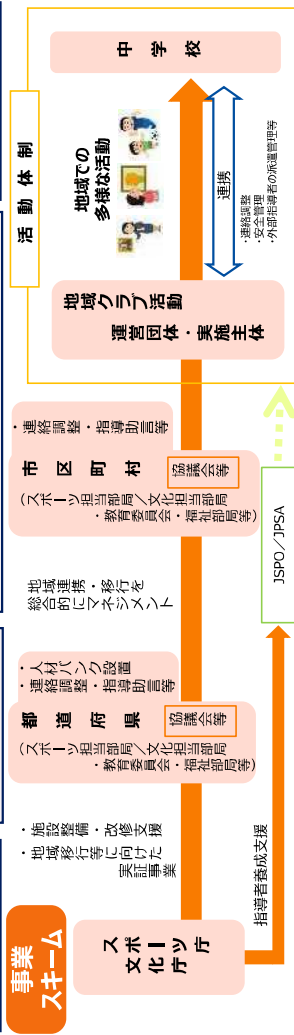
部活動指導員の配置を充実 [12,552人(運動部：10,500人、文化部：2,052人)]

III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 3億円

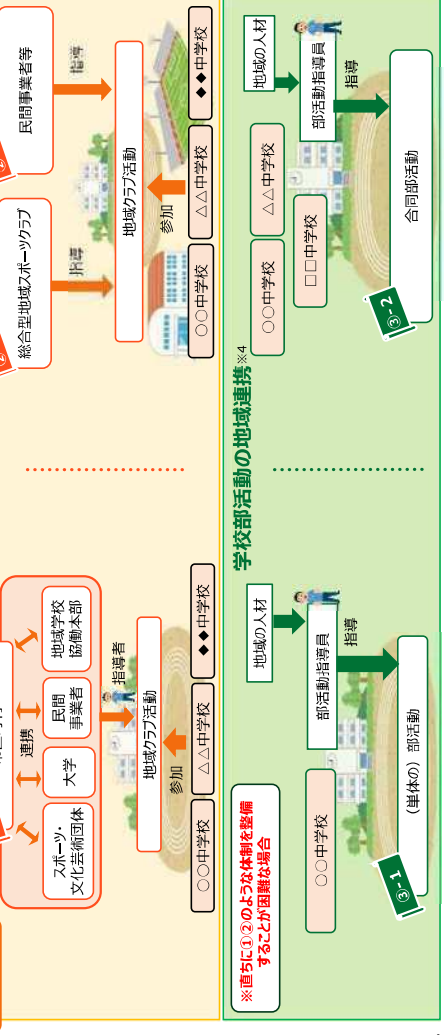
上記の施策を支える新たなスポーツ環境の構築のため、以下の取組を実施。
 ・公立中学校の施設の整備・改修を支援(用具の保管のための倉庫の設置、スマートロックの設置に伴う扉の改修等)。
 ・指導者養成のための講習会等の開催や資格制度の改革等。
 ・多様なニーズに対応した中学生年代の都道府県大会等の創設・開催を支援。

※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。
 ※2 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツ、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学校部等を含む。体制例は、あくまでも一例である。

方針



体制例



※4 コミュニティ・スクール(学校運営協議会)等の仕組みも活用